第1回 小金井市公共下水道事業審議会 資料

平成30年8月20日

小金井市下水道使用料審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
平成28年3月30日条例第16号	平成28年3月30日条例第16号	
小金井市公共下水道事業審議会条例	小金井市下水道使用料審議会条例	題名の改正
(設置)	(設置)	
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条 の4第3項の規定に基づき、 <u>小金井市公共下水道事業審議会</u> (以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条 の4第3項の規定に基づき、 <u>小金井市下水道使用料審議会</u> (以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)	審議会名称 の改正 所掌事務の
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。 (1) 公共下水道事業の運営に関する事項		//
(2) 公共下水道の使用料の改定に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、公共下水道事業に 関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べるこ		
<u> </u>		
<u> </u>	(組織)	
第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。	第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。	
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	
(1) 公募による市民 3人以内	(1) 公募による市民 3人以内	
(2) 学識経験者 4人以内	(2) 学識経験者 4人以内	
(委員の任期)	(委員の任期)	委員の任期
第4条 <u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、</u> 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第4条委員の任期は、委嘱された日から第2条の規定による答申をした日までとする。	の規定の改 正

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、その選任方 法は、委員の互選による。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は 会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただ 第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただ し、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集す る。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く ことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の 出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることがで きる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開するこ 第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開するこ とが審議会の適正な運営に支障があると認められるとき は、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、その選任方 法は、委員の互選による。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は 会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- し、委員の委嘱後最初に招集する審議会は、市長が招集す
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く ことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の 出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることがで きる。

(会議の公開)

とが審議会の適正な運営に支障があると認められるとき は、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、環境部下水道課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表3中

Γ	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円	
		委員	日額	10,000円	_

を

-	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円	
		委員	日額	10,000 円	
	下水道使用料審議会	会長	日額	11,000円	
		委員	日額	10,000円	_

に改める。

付 則 (平成30年3月26日条例第19号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3下水道使用料審議会の項中「下水道使用料審議会」を「公共下水道事業審議会」に改める。

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表3中

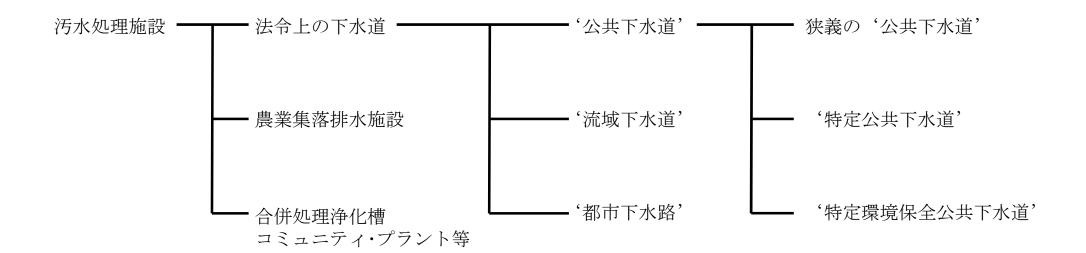
Γ	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000 円

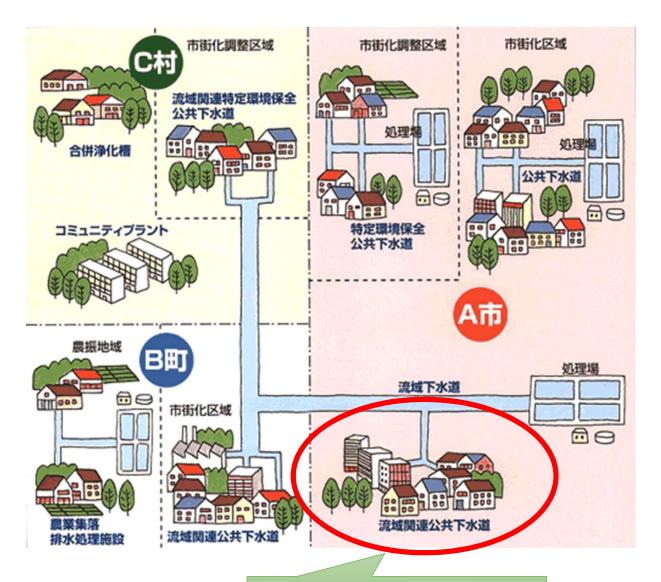
を

Ī	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000 円
Ī	下水道使用料審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

に改める。

下水道の種類



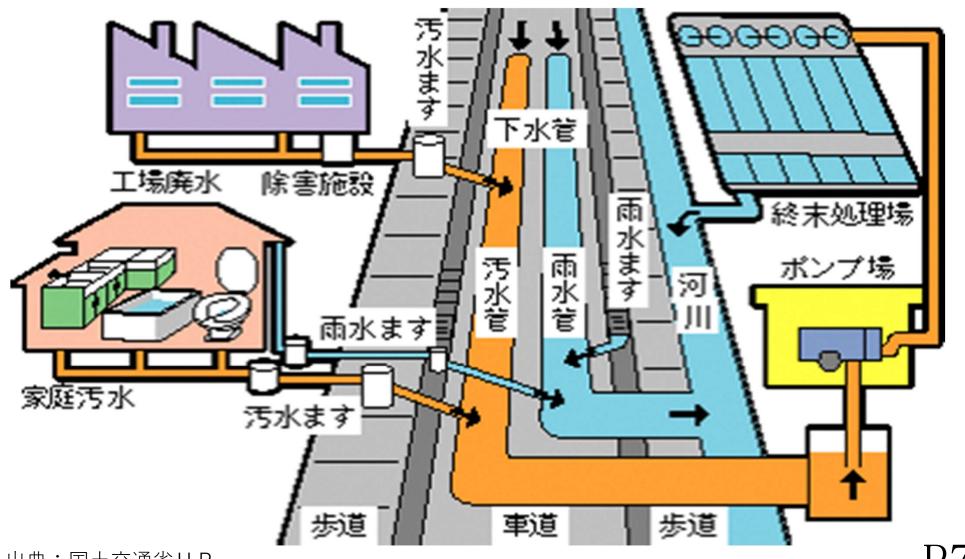


出典:国土交通省HP

小金井市が採用している下水道



出典:東京都下水道局HP

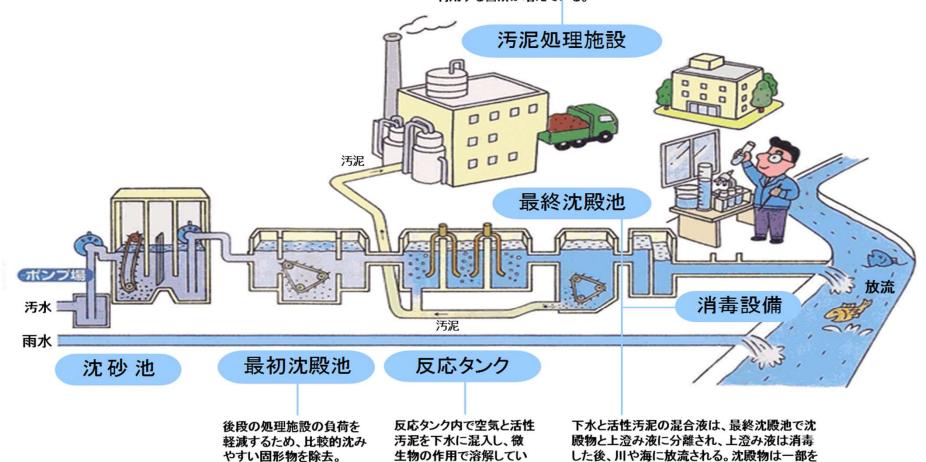


出典:国土交通省HP

沈殿池から引き抜かれた汚泥は、脱水・焼却などの 処理をされたうえで、処分あるいはリサイクルされる。 最近では、ガス化して発電等の燃料としたり、発酵 させて肥料にするなど資源・エネルギーとして再生 利用する箇所が増えている。

再び反応タンクに戻して活性汚泥として使い、

残りは汚泥処理施設に送り処理。

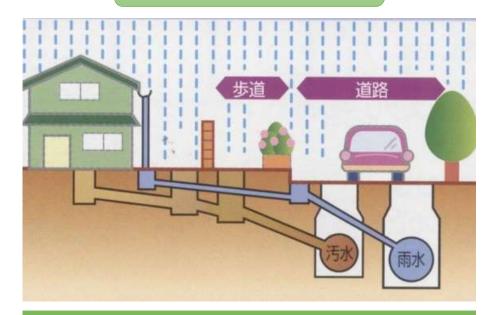


る有機物を沈殿しやすい

状態にする。

出典:国土交通省HP

分 流 式



汚水と雨水を別々の下水道管で流下

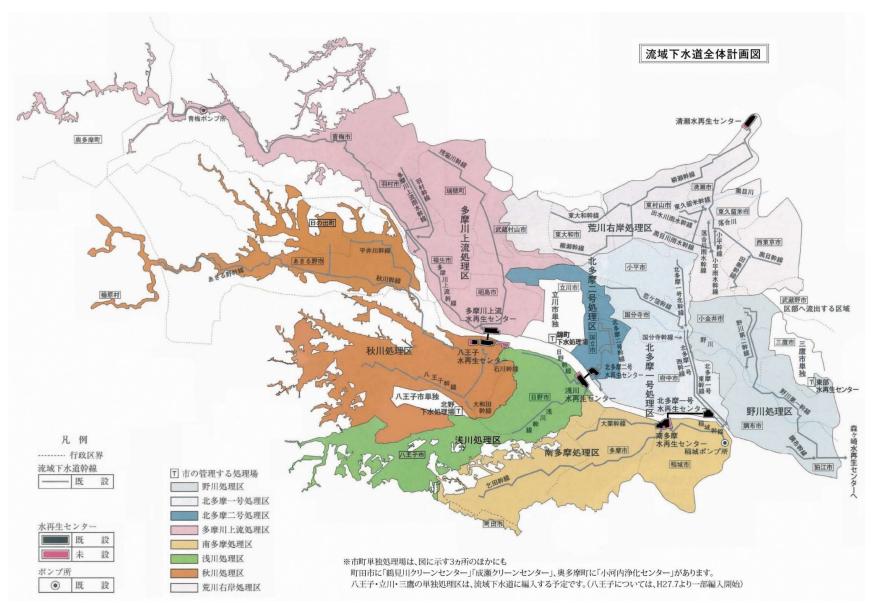
- ・雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、水質汚濁防止上有利。
- ・汚水管と雨水管を別々に作るので、合流式と比較すると割高。

合 流 式



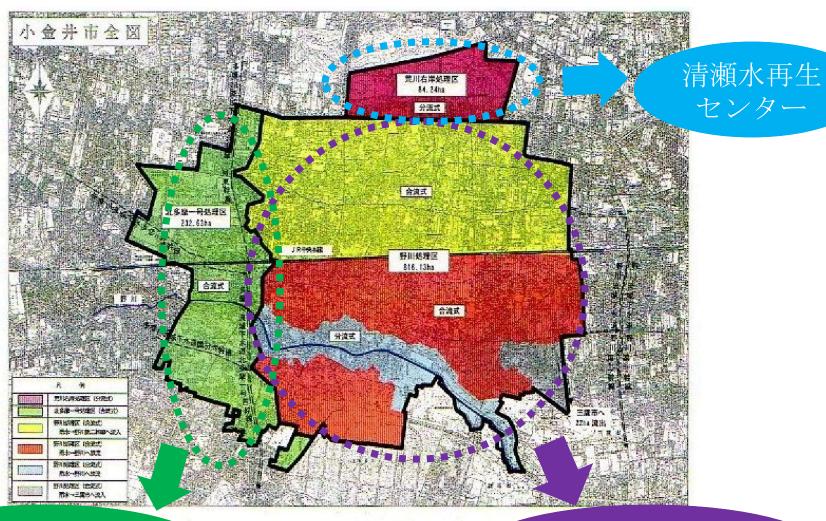
汚水と雨水を一緒の下水道管で流下

- ・雨天時に流下流量が晴天時の一定倍率以上になると、それを超過した流入水(汚水+雨水)は河川
- ・海に直接放流される。(晴天時に堆積した 汚濁物も降雨の初期に掃流されて河川・海に 流出します。)
- ・管路の布設費用は分流式と比較すると安価。



出典:東京都下水道局HP

P10

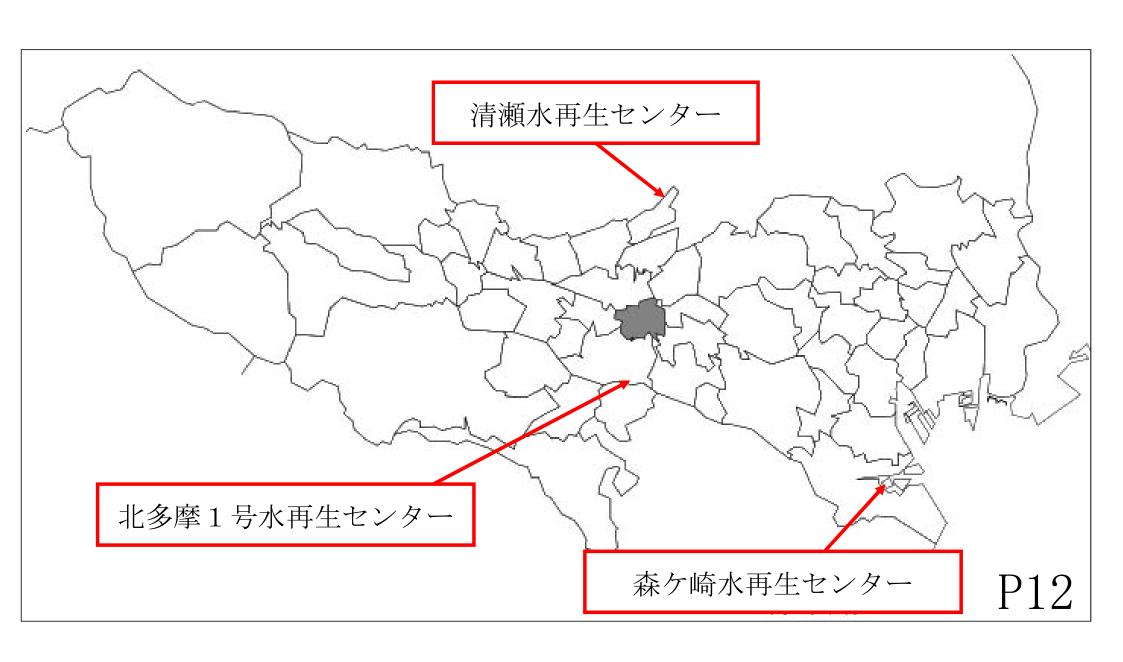


出典:小金井市 公共下水道プラン 平成23年3月

> 北多摩1号水再生 センター

小金井市の処理区図

森ヶ崎水再生 センター



処理区名	供用開始	排除方式	面積	送水先
	昭和41年4月	分流式	87. 51ha	未 4 版 Ja 开 件 in Ya 2
野川処理区		合流式	728. 62ha	森ケ崎水再生センター (名席川海ば駅川知神区間)
		計	816. 13ha	(多摩川流域野川処理区関連)
北多摩1号処理区	昭和 48 年 6 月	合流式	232. 63ha	北多摩1号水再生センター (多摩川流域北多摩1号処理区関連)
荒川右岸処理区	昭和56年11月	分流式	84. 24ha	清瀬水再生センター (荒川右岸東京流域荒川右岸処理区関連)
	合 計	分流式	171. 75ha	a a
合		合流式	961. 25ha	a .
		計	1, 133. 00ha	a .

(※供用開始とは、送水先の供用開始)

出典:小金井市公共下水道プラン 平成23年3月

晴天時の雨水吐き口(二枚橋西側)





晴天時の雨水吐き口(二枚橋東側)



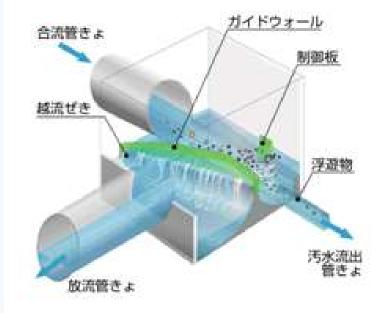


雨天時の雨水吐き口(二枚橋西側)

雨天時の雨水吐き口(二枚橋東側)



AN DATE OF THE PARTY OF THE PAR



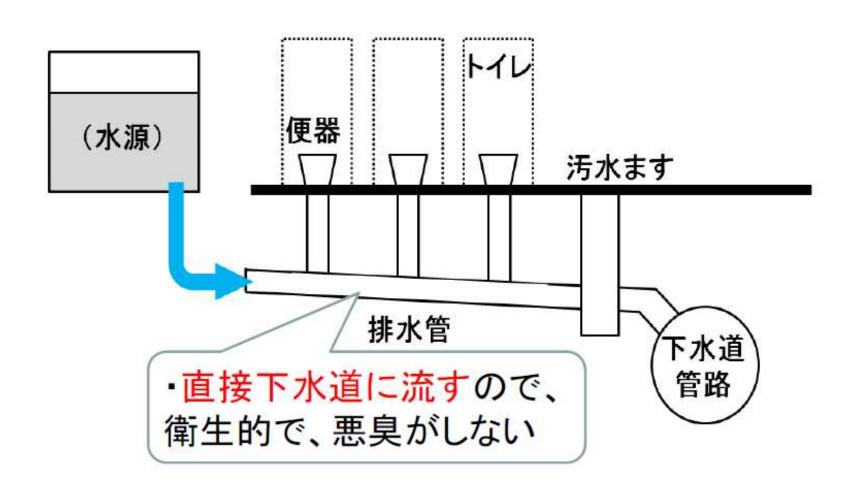
無動力式スクリーン

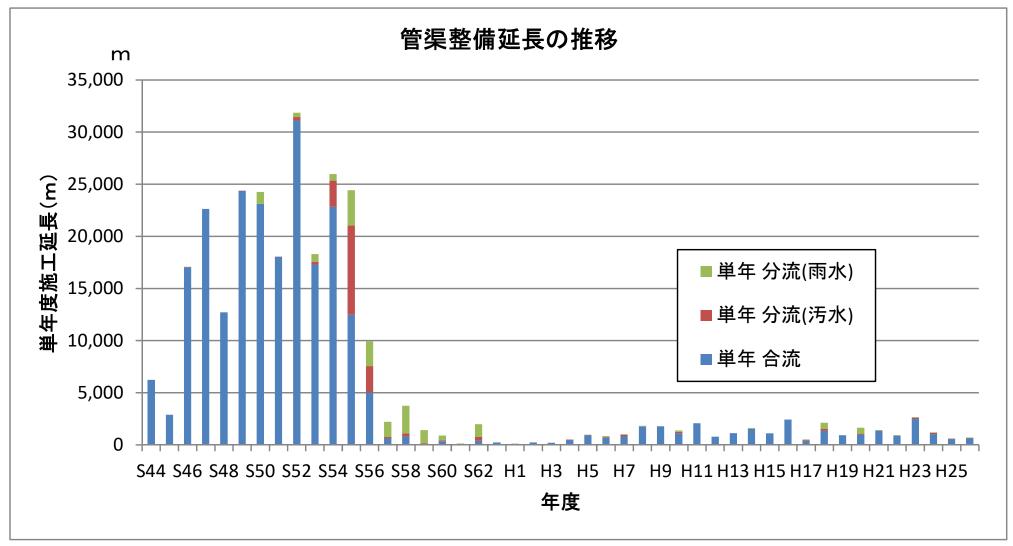
動力式スクリーン

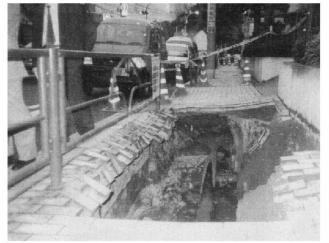
水面制御装置

雨水吐き室に設置しているきょう雑物除去装置













道路陥没の状況







ずれ

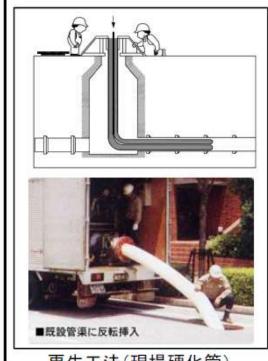


変形・たわみ

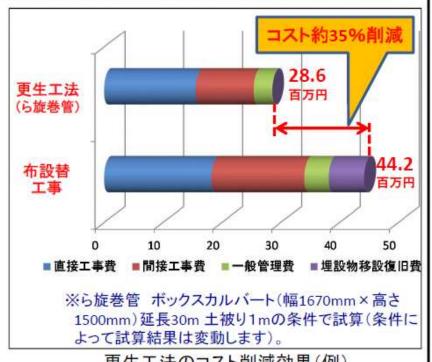
出典:下水道維持管理指針-2014年版-日本下水道協会

〇更生工法とは

更生工法: 老朽化した下水道管きょ内面に新たに管を構築して、耐荷能力、流 下能力等の確保を行う工法です。道路を掘削することなく改築更新が 可能であり、工期短縮、事業費の削減が図れます。



更生工法(現場硬化管)



更生工法のコスト削減効果(例)

JIS制定により、<u>布設替えと比べ経済的な更生工法の普及や</u> 品質確保が進み、自治体の下水管きょの更新負担を軽減

出典:国土交通省HP

東京都 小金井市 13-210-A001 小金井市 35°41'46.4"N 139°31'20.0"E

出典:下水道広報プラットホーム



G P 下水道広報プラットホーム 配布場所は「マンホールカード」で検索